

正会員に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本考古学協会（以下、「協会」という。）定款第5条第1項及び規則第2条から第8条に定めた正会員に関する入会手続き及び義務・権利について必要な事項を定めるものである。

(入会資格)

第2条 正会員の入会資格は、正会員入会資格基準に関する内規に定める事項による。

(入会申請)

第3条 入会を希望する者は、規則第3条に定めた入会申込書及び業績資料をもって協会に申請する。

2 入会申請は年間を通じて受付ける。

3 入会申請は当該年度の11月末日までを審査対象とする。

(入会の承認)

第4条 入会の承認は、定款第6条及び規則第4条から第7条の定めにより、理事会及び次年度の総会において承認を得る。

(権利・義務)

第5条 正会員は、次の各号の事項が適用されるものとする。

(1) 規則第9条に定める会費を支払う義務を負う

(2) 日本考古学協会正会員の名称の使用を認める

(3) 総会における研究発表（口頭発表・各種セッション）および機関誌への投稿が認められる

(4) 協会刊行物の総会・大会『研究発表要旨』（年2冊）、機関誌『日本考古学』（年2冊）、『日本考古学年報』（年1冊）、協会広報誌『会報』（年3回発行）が無償で配布される

(5) 総会・大会で実施される図書交換会において優遇措置が適用される

(資格の喪失)

第6条 正会員は、定款第10条及び規則第11条の定めに基づき理事会で退会が決議された場合は正会員の資格を失う。

2 入会申込書に業績等を故意に偽った場合には、虚偽が判明した段階で正会員としての資格を失う。

(規則の改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

1 2016年1月23日制定

2 2016年4月1日施行